

第二百十四号議案

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六号ただし書中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十一月二十日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。